

わたしたちの選挙 2018

未来を、選ぼう。



公益財団法人 明るい選挙推進協会

この冊子は **宝くじ** の社会貢献広報事業として助成を受け作成されたものです。



発行／公益財団法人 明るい選挙推進協会 〒10210082 東京都千代田区一番町13-3 ラウンドクロス一番町7階
TEL: 03-6380-9891 FAX: 03-5215-6780 <http://www.akaisenkyo.or.jp/>

公益財団法人 明るい選挙推進協会

宝くじは、 みなさまの豊かな暮らしに 役立っています。



宝くじは、図書館や動物園、学校や公園の整備をはじめ、少子高齢化対策や災害に強い街づくりまで、さまざまなかたちで、みなさまの暮らしに役立っています。

一般財団法人 日本宝くじ協会は、宝くじに関する調査研究や公益法人等が行う社会に貢献する事業への助成を行っています。

一般財団法人 **日本宝くじ協会**
<http://jla-takarakuji.or.jp/>

目次

基本編	「選挙って そもそも何だろう？」	04p
	選挙と政治の話	06p
	選挙のしくみ	08p
	選挙へ行かないとどうなる？	10p
実践編	「はじめての投票 ドキドキするよね」	12p
	投票の前には情報収集を	14p
	投票の種類と手順	16p
	住民票の異動	18p
	有権者として知っておきたい さまざまな選挙のルール	20p
	「どんな未来にするかは 自分で決める」	22p

たとえば、
家族としあわせに暮らすこと。
好きな街を元気にすること。
あなたが思い描く未来を叶えるための
具体的な手段のひとつが、選挙です。
ほんの少しの時間と手間を必要とするのは確か。
でも、その代わりにとても大きな未来をつくる
きっかけが得られるかもしれない。
選挙で決めるのは、政治家だけじゃなく、
その先にある自由とかしあわせな暮らしのこと。
何もなかったら、何も変わらない。
誰かが決めた未来なんかではなく、
あなたの未来を選ぼう。

選挙って そもそも 何だろう？

ここは、とある大学の学食。

いつもの4人が、

次の旅行の打合せをしているようです。
楽しそう。いいですね。

でも、どうやら旅行の日程と選挙の投票日が
重なってしまったようです。

「・・・行かなくてもいいんじゃない？選挙」

「旅行のほうが先に決まってたしね」

「とはいえ、何か方法はないかな」

「そもそも何で投票行かなきゃなの？」

本質的な疑問が湧いてきたようです。

「僕らが投票しても、

そんなに変わらないんじゃない？」

その気持ち、わからなくもないです。

4人には選挙の意義が

見えにくくなっているのかもしれないね。

ここは基本の基本に戻って、

政治と暮らしの関わりから

選挙について考えてみましょう。



選挙と政治の話

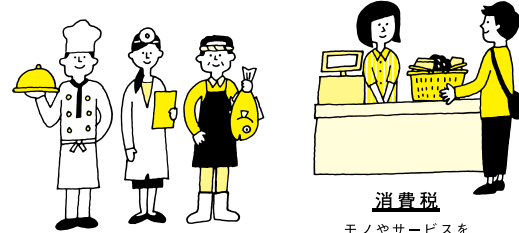
選挙で決めるのは、国や地域の政治を行ってもらう私たちの代表者。私たちの暮らしに大きく関わります。

政治で決めること

1 税金

税金とは、私たちの社会を支えるために必要なお金。どのように集め、どのように使うかを決めるのは、選挙で選ばれた議員や知事・市区町村長です。

税金の種類



所得税

働いて得た所得に課される税金。

消費税

モノやサービスを利用した時にかかる税金。

住民税

自治体がさまざまな行政サービス(ex.防災・ゴミ処理)を提供するために徴収する税。



etc...

税金の使い道

福祉

介護や保育所等の施設の運営など。



インフラ整備

道路や橋、地下鉄や空港など。



安全

消防や警察に關すること。



教育

学校や図書館に關することなど。



etc... これらの施設で働く公務員の給料も税金で賄われています。

2 法律

誰もがしがあわせでいられる社会をつくるための決まりごと、それが法律。時代や社会の動きに合わせて、日々見直されています。



刑法について

犯罪行為や刑罰などを具体的に定めたものが、刑法。みんなの生活を守るための法律です。直近では、2017年の性犯罪の厳罰化などが話題になりました。

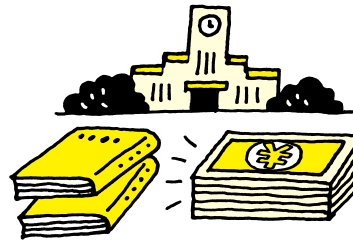


成人年齢について

2018年、成人年齢を20歳から18歳に引き下げる民法改正案が閣議決定。改正案が成立すれば2022年4月から18歳以上が成人になります。

奨学金について

奨学金に関する日本学生支援機構法が改正され、「貸与型」のみだった奨学金事業に加え、返還不要の「給付型」が新たに設けられました。



選挙に参加することは、政治に参加すること。

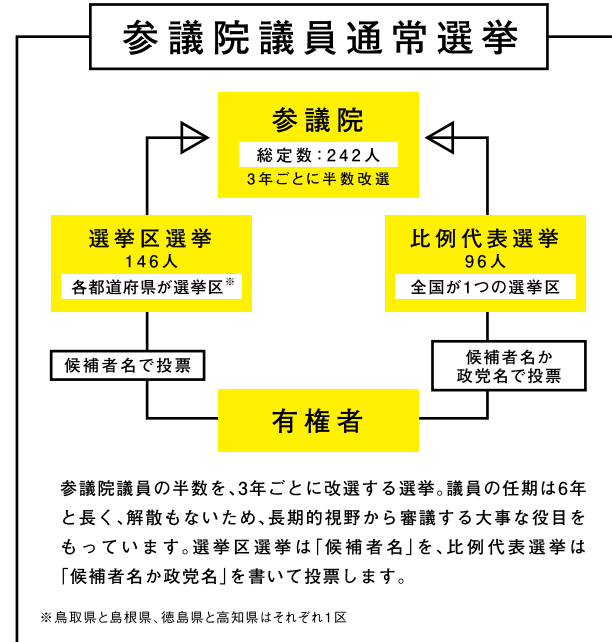
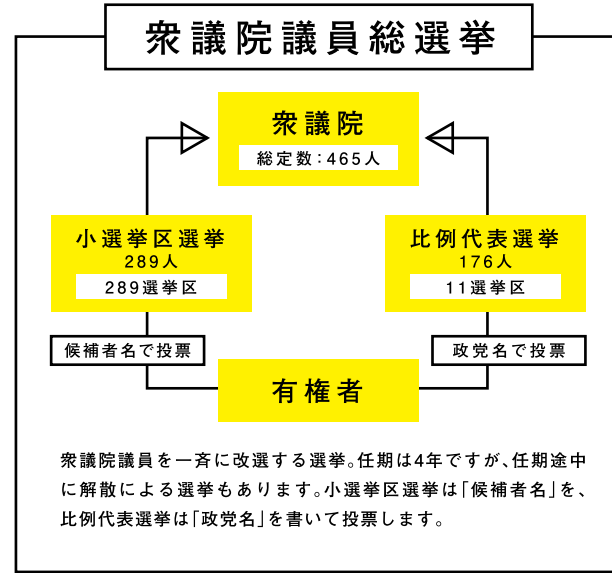
私たち一人ひとりが国会などに参加して、直接意見を言えればいいのですが、そうはいかないもの。そこで、私たちに代わって政治を行ってもらう「代表者」を決めるのが選挙です。「こういう社会だったら・・・」という理想を抱き、投票という行為で実現させていくのが、私たち有権者の役目なのです。

選挙のしくみ

選挙の種類は大きく分けて2つ。
国会議員を選ぶ「国政選挙」と
都道府県知事や市区町村長、地方議会議員を選ぶ「地方選挙」です。

国政選挙のしくみ

国会を構成するのは、「衆議院」と「参議院」。ひとつの議院で議決した内容を、もうひとつの議院が違う立場や角度から検証して、慎重に政治を進めています。



地方選挙のしくみ
住みやすい街をつくるために、公共施設の運営、商店街の振興、ゴミの処理などさまざまな行政活動が地方自治体によって行われています。

地方議会議員選挙

都道府県議会や市区町村議会の議員を選ぶ選挙。議会の議員は地域の条例や予算を決め、より良い街づくり・環境づくりを進めます。定数はそれぞれの地域の条例で決められていて、任期はいずれも4年です。

都道府県知事・市区町村長選挙

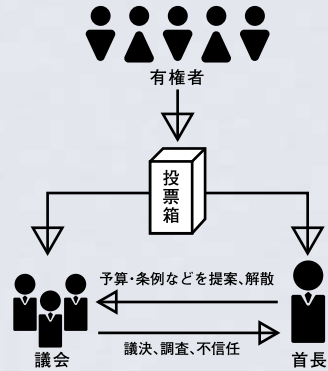
都道府県や市区町村の首長(都道府県知事・市区町村長)を選ぶ選挙。知事や市区町村長は、予算案や条例案をつくって議会に提出し、成立・制定された予算や条例の執行、地方税の徴収などを行います。任期はいずれも4年です。

4年に一度の「統一地方選挙」

地方議会議員や知事・市区町村長を選ぶ選挙のうち、任期満了の日が近いものを全国的に期日を統一して行う選挙のこと。有権者の選挙に対する関心が高まり、また経費や選挙事務の負担を減らせるといったメリットがあります。

地方自治のしくみ

地方自治は、議決機関としての「議会」と執行機関としての「首長」(知事や市区町村長)から成り立っています。両者は権限を分け合いつつ、互いにけん制するしくみとなっています。



解散請求・解職請求

首長や地方議員が仕事を怠るなど問題があったとき、一定数の有権者の賛意を得て、議会の解散や首長の解職を請求できます。

選挙へ行かないとどうなる？

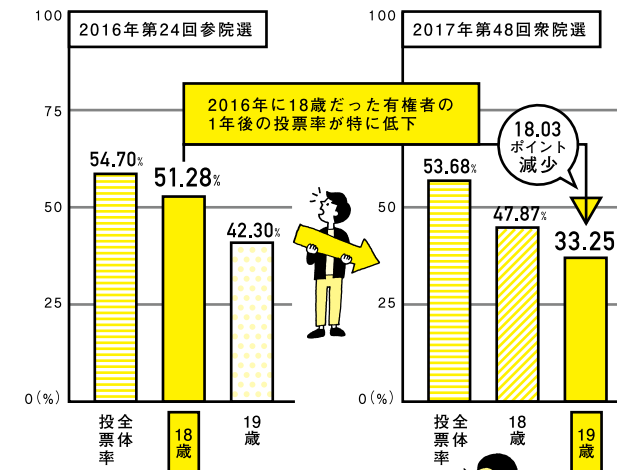
残念なことに、若い人たちの投票率は高くありません。このままの状態が続くと、日本の将来が困ったことになりそうです。

若い人たちと選挙の関係

選挙権が18歳以上に拡大されたのは2016年のこと。18・19歳の投票行動に注目してみました。

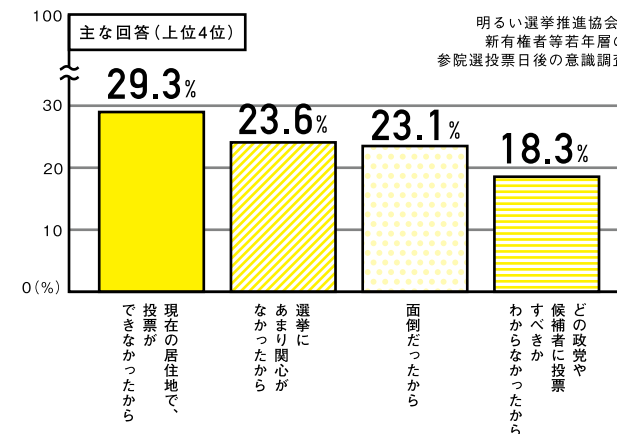
18・19歳の投票率

18歳選挙開始時から1年あまりで、18・19歳の投票率が低下



なぜ投票に行かないのですか？

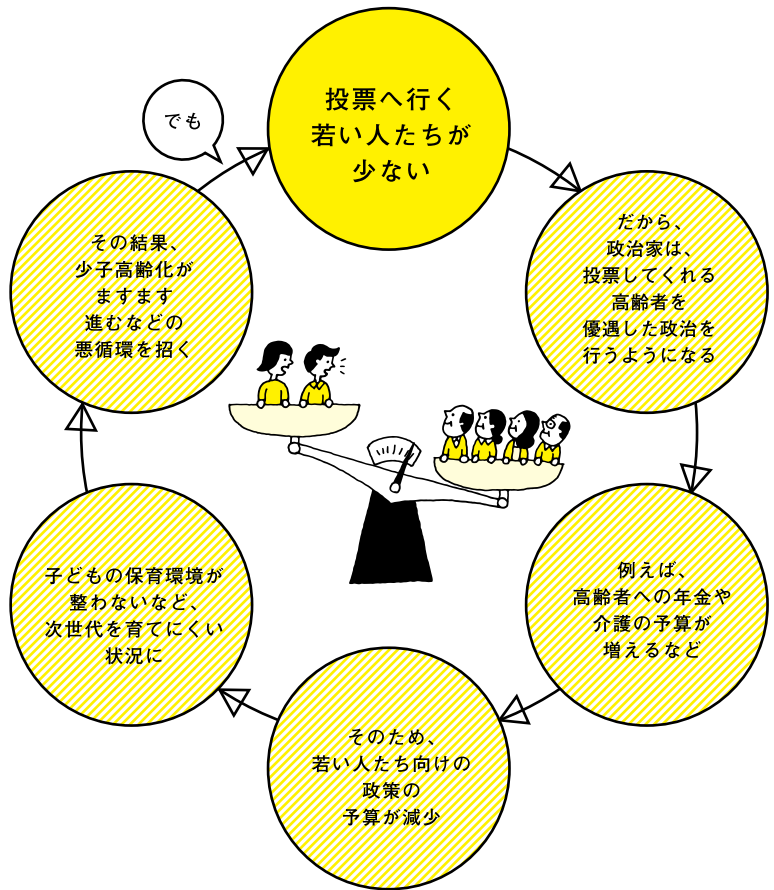
2016年参院選で投票に行かなかった18・19歳229人に聞きました：複数回答



18・19歳は進学や就職に伴う転居が多い年齢。住民票を移せておらず、その結果、新しい居住地で投票できないケースが多いようです。
心あたりのある人は、P18をチェック!

このままだと、若者が生きづらい国になる？

若い人たちが投票へ行かないと、負のサイクルが生まれてしまうかもしれません。



全世代の人たちが、暮らしやすい世の中へ。

ただでさえ、全人口に対する割合が低い若年層。だからこそ若い人たちが投票に行く必要があります。若年層の投票率が上がることで、政治家たちは若い人たちに目を向けた政策を考えるようになり、全世代が等しく暮らしやすい世の中をつくる第一歩となるのです。

はじめての投票 ドキドキするよね

投票風景は
テレビで見たことあるけど、
初めて投票するとなると、
微妙に緊張するな！。



なーんだ、投票できるのって
投票日だけじゃないんだ。よかった。



選挙の意味やしくみがだんだんわかってきた4人。
でも、いざ投票となると、まだまだわからないことだらけ。
面倒に思えたり緊張したりするかもしれないけど、
投票する人って自分の考えを持っている感じがして、かっこいいですね。

投票所って、
通っていた小学校か。
卒業以来でちょっと楽しみー
なんかテンション上がる(笑)



僕の考えに近い
候補者って誰だろう。
いるのかな？
ああ、兄貴に
きいてみよっかな。



投票の前には情報収集を

情報の集め方

選挙公報

候補者のプロフィールや政見を示した文書。インターネットでも同じものが公開されている。



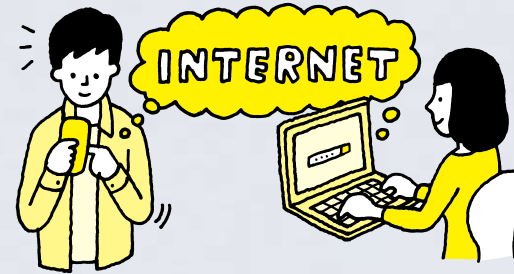
ボートマッチ

質問に「yes/no」で答えていくと、自身の考えに近い候補者や政党が示されるネットのコンテンツ。



インターネット

政党や候補者がホームページ・ブログ・SNSなどを通じて、政見や思いを伝える。



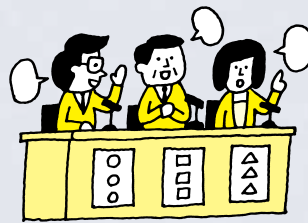
選挙公約
(マニフェスト)

当選後、世の中に対してどういう約束を果たすかを発表する冊子。



公開討論会

選挙期間の前に、立候補予定者をパネリストに招いて政策について討論するもの。



街頭演説

駅前などの公共の場で、政党や候補者が演説で主義主張を述べる。



政見放送

政党や候補者自らが、テレビやラジオに出演し、政治に対する考え方や主張を述べる。



メディアリテラシーのこと

さまざまな媒体を通じて、候補者の情報を得ることが可能な今、求められるのは「メディアリテラシー」です。メディアリテラシーとは、情報を鵜呑みにせず、比較・検証し、自分なりの考察を加えるなどして情報を吟味する力のこと。周りの友達とニュースや選挙について話し合うことも、誰に投票するかの考えを深めるのに有効な手段です。

いざ選挙が始まると、誰に投票していいかわからないもの。さまざまな媒体を通じて、まずは情報を手に入れることから始めよう。

投票の種類と手順

いざ投票。
投票の手順や、投票日に都合がつかなかった場合の投票方法があることを知っておくと安心です。

当日投票と投票手順

当日投票の流れ ほんの数分で終わっちゃう！



- 家に届いた投票所入場券に記載された投票所で投票をする
- 投票所入場券をなくしたり忘れていたりしても、投票所で本人確認ができればOK
- 投票時間は、朝7時から夜8時まで(例外もあるので事前に確認)
- 投票用紙に余計なことを書くと投票が無効になるので注意

「期日前投票」 当日投票できない場合の

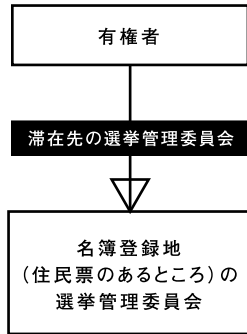
投票日に学校や仕事、旅行や冠婚葬祭などの予定が入っていて投票へ行けないという有権者のために、(公)示の翌日から投票日の前日まで投票することができます。



期日前投票の投票所や投票時間などは、お住まいの市区町村の選挙管理委員会のホームページなどでチェックしましょう。

「不在者投票」 選挙期間中に不在の場合の

長期の旅行や仕事の出張などで選挙期間中に遠方に滞在している有権者は、滞在先の市区町村で不在者投票ができます。



- ① 投票用紙を請求(郵送)
名簿登録地の自治体のホームページにて申請書をダウンロードし、記入したものを郵送
※メールやFAXでは請求できません。また、本人の自書のみが有効です。
- ② 投票用紙等を受け取る
中に入っている封筒を開封すると投票できないので注意!
- ③ 届いた書類一式を持参
滞在先の選挙管理委員会で投票
- ④ 滞在先の選挙管理委員会が投票済みの投票用紙を名簿登録地の選挙管理委員会に郵送
※上記の通り郵送で行うため時間がかかります。利用する場合は早めに請求書を送りましょう。
※①はオンラインでの請求が可能な自治体もあります。詳しくは名簿登録地の選挙管理委員会にお尋ねください。

①の請求書に書く内容
デザインは選挙管理委員会によって様々です。

投票用紙請求書(兼宣誓書)

私は、平成____年__月__日執行の____選挙の当日、次の不在者投票の理由に該当する見込みです。なお、併せて投票用紙及び投票用封筒の交付を請求します。

[理由(該当する理由の□をチェックしてください。)]

仕事、学業、その他()に従事

用事、レジャーなどのため、他の市区町村又は投票区域外に外出、旅行、滞在

病気、負傷、出産、身体障害等のため歩行が困難

住所移転のため、他の市区町村に居住

上記は、真実であることを誓います。平成____年__月__日

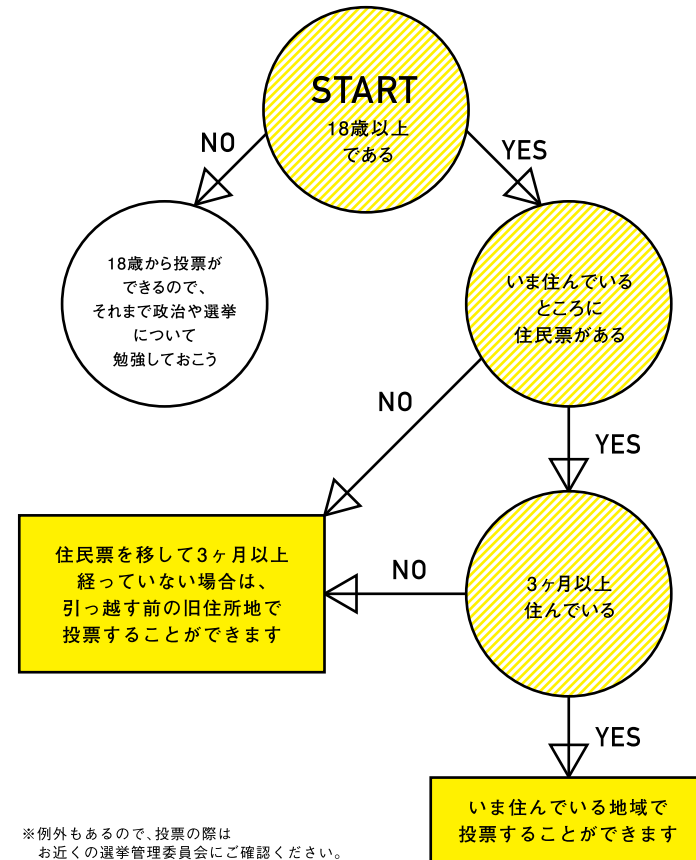
〒	
現住所	
電話番号	



住民票の異動

進学や就職などで引越しをした場合、
転居先で投票をするためには住民票を移しておく必要があります。

住民票と投票に行く場所のルール



POINT

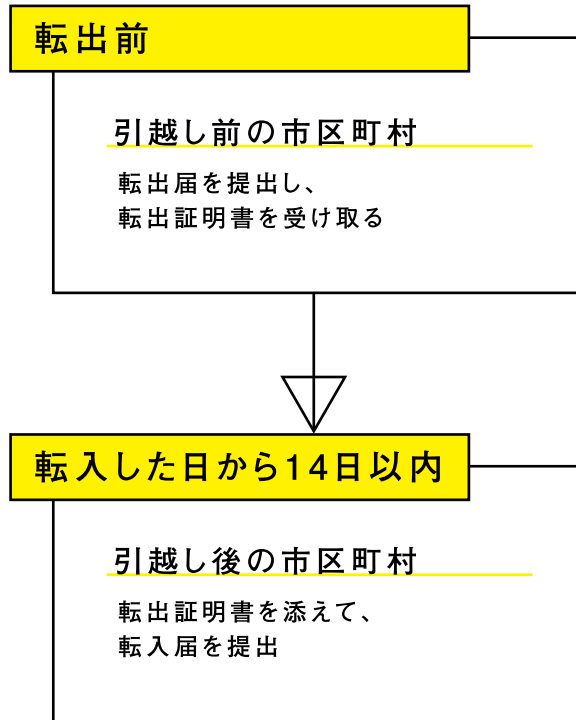
- 住民票を移して3ヶ月以上経っていない場合 → 旧住所地で投票しよう
- 選挙期間中に旧住所地に戻れない方は → 「不在者投票」を利用 P17をチェック!

※地方選挙においては、当該選挙の区域外に引越した方は投票できません。

引越しをしたら、まず住民票の異動！

住所が変わったら、転出・転入の手続きをすること、つまり住民票の異動が必要です。
選挙人名簿への登録だけでなく、
上下水道やゴミ処理、道路・公園の整備などの行政サービスも
住んでいる市区町村から受けることとなります。
地域住民としての自覚を持ち、忘れずに手続きをしましょう。

手続きはカンタン！



転入届の際、マイナンバーの

「通知カード」あるいは

「マイナンバーカード(個人番号カード)」の

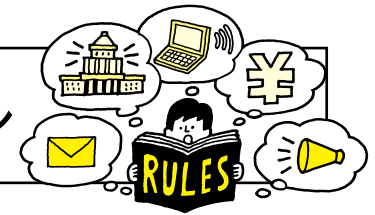
記載事項の変更が必要です。



※マイナンバーカードをお持ちの方は、引越し前の市区町村に郵送で転出届を提出することで引越し後の市区町村にのみ出向いて転入手続きができます。

有権者として知っておきたい

さまざまな選挙のルール



誹謗中傷・なりすまし などに関するルール

候補者に関する ウソの情報の公開はNG!

当選させない目的で候補者に関する虚偽の情報や、真実を歪めた情報を広めたりすることは、罰せられます。



名前などを偽って 送信するのはNG!

候補者を当選させるorさせない目的で、ウソの名前・名称・身分を名乗って、インターネットで情報を発信することは禁じられています。



悪質な 誹謗中傷行為はNG!

人の名誉を損なう目的で、事実を公にすることは罰せられます。また、事実を明らかにせずとも、公然と人を侮辱することも禁じられています。



候補者などの ウェブサイトの 改ざんはNG!

候補者のウェブサイトを改ざんするなど、不正な方法で選挙の自由を妨害することは罪にあたります。



選挙運動の方法などに 関するルール

メールを使っ ての 選挙運動はNG!

メールで選挙運動用の文書や写真などを送ることができるのは、候補者や政党だけ。候補者や政党から送られてきたメールを転送してもいけません。



ウェブサイトや メールなどを 印刷して配るのはNG!

選挙運動用のウェブサイトや、候補者・政党などから届いた選挙運動用のメールなどをプリントアウトして配ってはいけません。



選挙運動期間外の 選挙運動はNG!

インターネット選挙運動が解禁になっても、選挙運動が認められるのは公示・告示日から投票日の前日までです。



どんな未来にするかは自分で決める

いろいろありましたが、4人は投票を終えたよう。
朝早く投票所へ行ったり、
期日前投票を利用したりして、
旅行をキャンセルしないで済んだ様子。

「投票行くと、偉くなった気がしない？」

「何それ(笑)でもわかる」

人生は選択の連続。

投票だってそうだし、

旅先をどこにするかだってそう。

結果も大事だけど、

自分で考えて自分で決めることが、

あなたらしく生きるために

いちばん大切なことかもしれません。

「なんか今夜の選挙速報楽しみじゃない？」

「温泉と選挙かぁ・渋いね」

「案外悪くないよ(笑)」